

第二十九号議案

江戸川区水辺のスポーツガーデン条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区水辺のスポーツガーデン条例の一部を改正する条例
 江戸川区水辺のスポーツガーデン条例（平成二十年十二月江戸川区条例第三十
 二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「その他区長」を「前二号に掲げるもののほか、江戸川区長
 （以下「区長」という。）」に改める。

第七条第四項中「減額」を「減額し、」に改める。

第十条第一号中「規定」を「規程」に改め、同条第三号中「利用」を「利用が」
 に改める。

第十二条の見出し中「譲渡」を「譲渡等の」に改める。

第十六条中の「各号」を削る。

別表第一貸切利用料金の表少年野球・ソフトボール場の項中「一、〇三〇円」
 を「一、〇五〇円」に改め、同表テニスコート及びテニス・フットサルコ
 トの項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表多目的広場の項中「一、五四
 〇円」を「一、五七〇円」に改め、同表ローラーコートの項中「一、五四〇円」
 を「一、五七〇円」に、「七七〇円」を「七八〇円」に改め、同表備考第一号中
 「区民」を「江戸川区民」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。